

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【公開番号】特開2016-63784(P2016-63784A)

【公開日】平成28年4月28日(2016.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-026

【出願番号】特願2014-195068(P2014-195068)

【国際特許分類】

C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2017.01)
A 6 1 Q	19/02	(2006.01)
G 0 1 N	33/15	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

C 1 2 Q	1/02	
G 0 1 N	33/50	Z N A Z
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 K	8/97	
A 6 1 Q	19/02	
G 0 1 N	33/15	Z
C 1 2 Q	1/68	A
C 1 2 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月5日(2017.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

細胞におけるエキソサイトーシス関連因子の活性を指標として、色素沈着改善剤をスクリーニングする方法。

【請求項2】

前記エキソサイトーシス関連因子の活性が、エキソサイトーシス関連因子を構成するタンパク質をコードする遺伝子の発現量であり、

被験物質を添加した細胞における前記遺伝子の発現量が、被験物質を添加しなかった細胞における該遺伝子の発現量と比較して小さい又は大きい場合に、前記被験物質は色素沈着改善作用を有すると判定する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記エキソサイトーシス関連因子が、VAMP-1、syntaxin-2、syntaxin-3、syntaxin-4、SNAP-23、annexin-1、annexin-2、myosin V、myosin-10、及びmyosin2aから選択さ

れる、請求項 1 又は 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記エキソサイトシス関連因子が、s y n t a x i n - 3 又は S N A P - 2 3 である、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記被験物質を添加した細胞におけるエキソサイトシス因子を構成するタンパク質をコードする遺伝子の発現量が、被験物質を添加しなかった細胞における該遺伝子の発現量に対して 10 % 以上変動がある場合に、前記被験物質は色素沈着改善作用を有すると判定する、請求項 2 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 の何れか一項に記載の方法を行う工程、及び前記工程で色素沈着改善作用を有すると判定された物質を組成物に配合する工程を含むことを特徴とする組成物の設計方法。

【請求項 7】

前記組成物が皮膚外用剤である、請求項 6 に記載の設計方法。

【請求項 8】

前記組成物が化粧料（ただし、医薬部外品を含む）である、請求項 6 又は 7 に記載の設計方法。

【請求項 9】

前記組成物が美白用である、請求項 6 ~ 8 の何れか一項に記載の設計方法。